

2月21日（第1日）

2月21日(火)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	寛本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	酒永光志
11番	沖也寸志	13番	上松英邦
14番	浜西金満	15番	山本一也
16番	吉野伸康		

欠席議員

12番 沖元大洋

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壺行	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	水頭顕治
教育部長	山井法男	消防長	丸石正男
企業局長	躍場克之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	議案第12号 江田島市債権管理条例案について
日程第5	議案第13号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
日程第6	議案第14号 江田島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案について
日程第7	議案第15号 江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第8	議案第16号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に

		ついて
日程第 9	議案第 17 号	江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第 10	議案第 18 号	江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第 11	議案第 19 号	江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について
日程第 12	議案第 20 号	江田島市スポーツセンター設置及び管理条例及び江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について
日程第 13	議案第 21 号	江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 14	議案第 22 号	江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 15	議案第 23 号	江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第 16	議案第 24 号	広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整備に関する条例案について
日程第 17	議案第 25 号	財産の取得の変更について
日程第 18	議案第 26 号	上水道管理事務の事務委託の廃止に関する協議について
日程第 19	議案第 27 号	令和 4 年度江田島市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 20	議案第 28 号	令和 4 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 21	議案第 29 号	令和 4 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 22	議案第 30 号	令和 4 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 23	議案第 31 号	令和 4 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 24	議案第 32 号	令和 4 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 25	議案第 33 号	令和 4 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 26	議案第 34 号	令和 4 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 2 7	議案第 3 5 号	令和 4 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 8	議案第 3 6 号	令和 4 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 9		市長施政方針
日程第 3 0	議案第 1 号	令和 5 年度江田島市一般会計予算
日程第 3 1	議案第 2 号	令和 5 年度江田島市国民健康保険特別会計予算
日程第 3 2	議案第 3 号	令和 5 年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 3	議案第 4 号	令和 5 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算
日程第 3 4	議案第 5 号	令和 5 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算
日程第 3 5	議案第 6 号	令和 5 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第 3 6	議案第 7 号	令和 5 年度江田島市港湾管理特別会計予算
日程第 3 7	議案第 8 号	令和 5 年度江田島市地域開発事業特別会計予算
日程第 3 8	議案第 9 号	令和 5 年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算
日程第 3 9	議案第 1 0 号	令和 5 年度江田島市交通船事業特別会計予算
日程第 4 0	議案第 1 1 号	令和 5 年度江田島市下水道事業会計予算

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、改めましておはようございます。

議員、執行部の皆様方におかれましては、御出席御苦労さまでございます。

また、本定例会をインターネット配信で御覧いただいている皆様に厚くお礼を申し上げます。

さて、ロシアのウクライナ軍事侵攻が始まって今週24日で1年が経過いたします。本市議会は昨年の6月定例会でロシアのウクライナ侵攻に対し、即時攻撃停止と無条件撤退を求める決議を採択し、ロシアに求めましたが、いまだその実現に至ってはおりません。一刻も早い平和的な解決を切望するところでございます。

また、新型コロナウイルスにつきましては、来月3月13日以降、マスクの着用について個人の主体的な選択を尊重、着用は個人の判断に委ねることになりました。新規感染者数も減ってきてはおりますが、コロナウイルスがなくなったわけではありませんので、引き続き3密回避、手洗い等の手指衛生など励行してまいりましょう。

最後に、本定例会では令和5年度新年度予算審査がございします。福祉の増進に努めている予算が最少の経費で最大の効果が上げられる予算になっているか、それを中心に十分審議していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまから、令和5年第1回江田島市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は15名であります。

沖元大洋議員から欠席する旨の届出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（吉野伸康君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様、おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集を申し上げ、令和5年第1回江田島市議会を開会するに当たり、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただき、深く感謝いたしております。

また、市民の皆様には早朝から定例会の傍聴にお越しいただき、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

梅の花のつぼみも膨らみ、日だまりには春の暖かさを感じる季節となりました。令和2年4月に本市で初めてとなる新型コロナウイルス感染症の感染者が判明してから、間もなく3年となります。先月1月27日には国の新型コロナウイルス対策本部におきまして、5月8日から新型コロナウイルスについては感染症法上の位置づけを季節性イン

フルエンザなどと同じ5類に移行する方針が発表されました。来月3月13日からはマスクの着用に関する考え方も緩和されるなど、これまでのように行政が事業者の方々や市民の皆様には直接要請や関与していく仕組みから、皆様方が主体的に行動を選択していく生活スタイルに大きく変わっていくこととなります。市民の皆様には引き続き感染対策や高齢者の方々など、重症化リスクの高い方を守る行動などに取り組んでいただくようお願いをいたします。

さて、本定例会に提出いたしております令和5年度予算案につきましては、私の1期目から数えて7回目の予算となります。私が市長就任から一貫して掲げております重点テーマはしごとの創出、子育てしやすい環境づくり及び健康寿命の延伸の3つでございます。今年度からはこれに第2期人口ビジョン、総合戦略を踏まえ、人のつながり・縁づくりを加えた4つの重点テーマを掲げ、施策を展開しており、継続した取組のための予算内容につきましては、後ほど市長施政方針の中で御説明させていただきます。

この予算編成のさなかに、次代を担う若い世代の皆さんから本市のまちづくりに対する3つの提案に触れ、勇気と元気をいただくことがございました。

一つ目は2月6日に中国新聞で紹介をされました一般社団法人NEXT TOURISMが主催する観光甲子園2022決勝大会の記事でございます。広島女学院高校1年生5人のチームの皆さんが観光地の魅力や課題をまとめた動画の出来栄を競うこの大会において本市を舞台に修学旅行生が空き家改修などを通じて市民と交流を深める提案をされ、準グランプリに輝いたことでもございました。生徒の皆さんは作品をまとめるに当たって、本市を訪れ、市職員や移住者の方、水産業の皆さんを取材され、受賞に際しては江田島の人のつながりの深さを前面に出せたと感謝の気持ちをコメントされておりました。

二つ目は、2月9日に中国新聞で報道されました大柵高校2年生出口若菜さんの高校生地域探究プログラム全国大会出場を紹介する記事でございます。このプログラムは国立青少年教育振興機構が地域課題の解決に取り組むことで郷土を愛する心を育み、新しい価値を創造できる高校生を育成することを目的とするもので、出口さんはにぎわいづくりのための施設づくりを提案し、中国大会個人の部で最優秀賞を受賞され、全国大会の出場を果たし、このたび金賞を受賞されております。

三つ目は2月10日、広島広域都市圏協議会での地域貢献人材育成支援事業の成果発表における安田女子大学3年生4人のチームの皆さんの報告でございます。この事業は広島広域都市圏において、地域に愛着と誇りを持って地域課題の解決や産業の発展に貢献する人材の育成を目的とするもので、広島、島根、山口、各県にまたがる28市町の首長、市長や町長が出席する協議会の場で、その成果発表が行われたものでございます。公共経営学を学ぶ学生チームの皆さんは、地域課題解決の研究フィールドとして江田島市に着目し、津島織物製造株式会社さんの紙布を活用して、カフェなどで紙コップなどに用いる紙布スリーブの事業化の提案をされました。発表後、各首長からプランの実現性が高いと高評価をいただき、私も学生の皆さんの取組を大変誇らしく感じたところでございます。

少子高齢化が進む中、郷土に愛着と誇りを持って地域課題の解決に取り組む人材を育

成すること、その取組が各自治体で様々な機関で行われる中であって、本市に多くの注目が集まっていること、産官学や世代を問わず、本市の縁づくりのネットワークに広がりを感じる機会が多くございます。

人口減少、少子高齢化など地域課題の先進地の江田島市から課題を解決するべく花を咲かせることに取り組み、次代を担う若者が夢を語り、「住む人も、訪れる人も『ワクワクできる島』えたじま」づくりに向けたまちづくりにまい進してまいります。議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

さて、今議会では令和5年度新年度予算ほか、広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整備に関する条例案など、当面する市政の重要案件につきまして御審議をお願いすることといたしております。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

12月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきましては、報告書のとおりでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、市長報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による、令和4年11月及び令和4年12月に係る例月現金出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉野伸康君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において3番 上本雄一郎議員、4番 平本美幸議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（吉野伸康君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月15日までの23日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は23日間と決定いたしました。

日程第4 議案第12号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、議案第12号 江田島市債権管理条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第12号 江田島市債権管理条例案についてでございます。

市が保有する債権に関し、体系的な管理基準や徴収不能な債権についての処理基準を明確にし、債権管理の適正化をより一層図っていくため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） それでは、議案第12号について説明します。

議案書2ページから16ページに制定条文、17ページから20ページに附則による改正の新旧対照表、21、22ページに参考資料として説明資料を添付しています。

21、22ページの参考資料により説明します。

1、制定の背景及び趣旨について。

金銭の給付を目的とする市が保有する権利は、市税や国民健康保険税のほか、公共施設の使用料や貸付金の償還金など多岐にわたります。これらの債権を適正に管理することは、市民負担の公平性の確保と円滑な財政運営に直結することから、滞納債権の取組強化等、収納対策を進めてきました。こうした収納率向上のための各種対策を講じていく中で、債権管理に係る事務の手順が統一されておらず、基準が不明確であるなどの従来の制度運用上の課題が顕在化してきており、公債権、私債権等の分類に応じた取扱いの明確化を図る必要性が生じてきました。

これらの課題を解消し、債権管理の一層の適正化を図るため、江田島市債権管理条例を制定し、関係する条例の規定の整備を行うものです。

2、整備する条例の名称について。

(1) 一部改正する条例は、次のアからコです。

(2) 廃止する条例は次のア及びイです。

3、債権の分類について。

金銭の給付を目的とする市の債権は、市税や国民健康保険税のように公法上の原因により生じる債権、公債権と、水道使用料や市営住宅使用料など私法上の原因により生じる債権、私債権とに大きく分けられます。

公債権は、国税や地方税の例により滞納処分ができる強制徴収公債権と、民事執行法に基づく手続を経なければ滞納処分ができない非強制徴収公債権とに区分されます。

以上のことから、市が所有し、管理する債権は強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の3つに分類することができます。詳細については、次の表のとおりです。

4、制定する条例の概要について。

(1) 市の債権の種類別の手続の明確化。

市の債権の種類ごとに債権管理の手続を明確に規定します。

(2) 法令に基づく徴収手続の明確化。

市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、地方自治法をはじめとする法令の規定に基づき、督促、滞納処分、強制執行等を行うよう明確に規定します。

(3) 債務者情報の利用を規定（第12条）。

債務者から情報を収集することが困難な場合に、債権管理の効率化と市民負担の公平性を確保するため、債務者の個人情報等を債権管理のために用います。

(4) 私債権等の放棄及び議会への報告を規定（第20条）。

私債権等について、適正な管理をしてもなお、破産や生活困窮などの理由により、徴収が不能または不適切と判断される場合は、その債権を放棄し、議会に報告します。

(5) 関係する条例における延滞金等の規定の整備（附則）。

個別の条例において定める延滞金等の規定について、この条例の規定によるものとします。

5、施行期日について。

施行期日は令和5年4月1日とします。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○8番（岡野数正君） それでは伺います。

22ページの説明資料のところ、4の制定する条例の概要というところがございます。

(4)として、私債権等の放棄及び議会への報告を規定しておるものがございますが、ここで中身を見てみますと、徴収が不能または不適切と判断される場合はその債権を放棄しと、またその後、議会に報告するとあります。これはどの時点で判断をされるのでしょうか。1つの例を挙げますと、この私債権というのは市営住宅の使用料、これを払えないですね、払えないということになると、どこらをもってどの時点をもってその徴収が不能・不適切というふうに判断をされるか、その時期というのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） いわゆるわたくし債権、私債権につきましては、民法の時効は5年です。この5年を過ぎた段階で滞納者の資産状況または収入等鑑みて徴収が無理であろうというふうな判断を行った場合に本人からの時効の援用の申出がなくてもこちらのほうで判断して債権放棄を行い、議会に報告するものです。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） その場合ですね、たまたま私、例としては市営住宅の話をさ

せていただきましたけども、市営住宅に住み続けることはできるんですかね。どうなんでしょう。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷孝行君） もしその方に市営住宅を出て一般の住宅に入るような資力がない場合には、市営住宅を出てくださいというようなことはありません。ただし、そういった方につきましてはそれなりの家賃を設定しておりますので、そこにつきましてはお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第13号

○議長（吉野伸康君） 日程第5、議案第13号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第13号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

広島県に納付する事業費納付金の確定に伴う国民健康保険税の税率改正を行うため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） それでは、議案第13号について説明します。

議案書24ページに改正条文、25ページに新旧対照表、26ページに参考資料として説明資料を添付しています。

26ページの参考資料により改正内容について説明します。

1、改正の趣旨について。

広島県に納付する事業費納付金の確定に伴う国民健康保険税の税率改正を行うため、所要の規定の整備をするものです。

2、改正の内容について。

資産割のうち、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る税率をそれぞれ引き下げます。（第4条及び第7条関係。）

改正案と現行の税率について、下表に取りまとめています。

資産割の税率の計を現行の10%から4%に引き下げます。

3、施行期日について。

施行期日は令和5年4月1日とします。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第14号

○議長（吉野伸康君） 日程第6、議案第14号 江田島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第14号 江田島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案についてでございます。

乳幼児等の通院に係る医療に要する費用の支給について、支給対象者の年齢を上げるため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第14号につきまして御説明をいたします。

議案書28ページに改正条文を、29ページに新旧対照表を、30ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、30ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。

物価高騰などの影響によりまして、依然として厳しい経済状況にございます子育て世帯の皆様に対しまして、経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられる環境を整備し、子育てしやすい環境づくりを推進するために、乳幼児等医療費支給対象者の年齢を拡充するものでございます。

2、改正の内容でございます。

現在、通院医療による支給対象を満12歳に達する日以後の最初の3月31日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日へ引き上げるものでございます。

3、予算措置でございます。

この拡充部分の予算といたしまして、650万円を予定しております。

4、施行期日は令和5年4月1日でございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○8番（岡野数正君） それではですね、30ページの参考資料についてお伺いしたいと思います。

改正の趣旨というのが物価高騰、昨今のいろんな意味で物価高騰しております。非常

に経済的に厳しい状況にある子育て世帯というのは多く発生していると思います。この改正については非常にいいことだろうと思うんですが、最近の新聞を見ますと、隣町の呉市では、18歳まで通院、入院、これについて対象としていると。これ東広島市もやはり同じように18歳までのが、最近ちょっと一部出てたような気がするんですが、なぜ本市においては12歳というところで止まったのか。今、少子化っていうのが非常に国を挙げて取り組もうという政策に変わりつつあります。そうした中で、なぜ12歳というところを設定されたのかなという、ここについての説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 本市の事業の推進の柱というのは、先ほど市長が冒頭の挨拶で言いましたように、雇用の創出でありますとか縁づくり、子育てしやすい環境づくり、健康寿命の延伸などを掲げております。新年度においてもその方向性は同じということをお話がありました。しかしながら、本市の財政状況というのはですね、財政調整基金を大幅に取り崩しながら新年度予算を編成するという大変厳しい状況でございます。そういった中で、各事業についてはバランスを保ちながら各事業を追加し、そして配分をしておる状況でございます。

この乳幼児等医療制度につきましてもですね、高校生まで、18歳まで拡充すれば本当に子育て世帯には大変助かる制度だというふうには思っております。財政状況が許せばぜひ拡大したいとも思っております。しかしながら扶助費ということもございます。このように経費を一段上げるということになると、拡充するということになりますとですね、今後、経常経費がこれもまた膨らんでくるということもございます。これは慎重に計算しながらですね、そして検討していく必要があると思ひ、今回につきましては中学生までというふうにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 大体分かりました。財政事情が非常に厳しいということがやはり大きな原因かなという気がいたしますが、私が少し懸念しましたのが、隣町ですね、18歳までいいですよ、乳幼児医療費の無料の対象にしますよというようなことが始まってしまうと、この江田島市に住む子育て世代というのがですね、いわゆるストロー現象でそちらのほうに行ってしまうかなという、非常に不安を感じたわけでありまして。当然のことながら子育て世代だけじゃなくて、行政全般の財政事情というのも勘案しながら行政運営をしていくということは私も重々理解しておりますけれども、今後の取組としてですね、ある程度バランスですね、どこにどれだけの予算配分をしていくかということをして今後できるだけやはり少子化というものに対して一つの方法としてこういったのもやっぱりありだなというところをですね、予算編成されるときにぜひとも御勘案をいただきたい、御検討いただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第15号

○議長(吉野伸康君) 日程第7、議案第15号 江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第15号 江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

大原老人集会所を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) それでは、議案第15号につきまして御説明をいたします。

議案書32ページに改正条文を、33ページに新旧対照表を添付しております。

新旧対照表によりまして御説明をいたしますので、33ページをお願いいたします。

右の欄が現行条例、左の欄が改正案でございます。改正をいたします部分につきましては下線部分でございます。

昨年、大柿市民センターが完成をし、大柿町大原地区の公共施設の再編整備が完了したことに伴いまして、11月1日から使用を休止しておりました大原老人集会所を廃止とするものでございます。

表中の別表第1及び第2におきまして、同集会所を削るものでございます。

32ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第16号

○議長（吉野伸康君） 日程第8、議案第16号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第16号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

健康保険法施行令の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第16号につきまして御説明をいたします。

議案書35ページに改正条文を、36ページに新旧対照表を、37ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして、御説明をいたしますので37ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。

健康保険法施行令の一部を改正に伴いまして、出産育児一時金を引き上げるものでございます。

2、改正の内容でございます。

出産育児一時金を現行の40万8,000円から48万8,000円に引き上げ、産科医療補償制度の対象の場合に支給しております掛金加算を加えた支給総額を42万円から50万円に増額するものでございます。

表の下、附則といたしまして、米印のところでございます。

出産育児一時金等の支給総額につきましては、令和4年12月開催の厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会におきまして、令和4年度の全施設の出産費用の推計等を勘案し、全国一律50万円に引き上げるべきとされております。なお、この支給基準につきましては、広島県国民健康保険運営方針によりまして県内統一とするところでございます。

3、施行期日は令和5年4月1日でございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第17号

○議長（吉野伸康君） 日程第9、議案第17号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第17号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

児童福祉法等の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第17号につきまして御説明をいたします。

議案書39ページに改正条文を、40ページに新旧対照表を添付しております。

新旧対照表によりまして御説明をいたしますので、40ページをお願いをいたします。

右の欄が現行条例、左の欄が改正案でございます。改正いたします部分につきましては下線部分でございます。

昨年12月に民法等の一部を改正する法律が施行され、民法のほかに児童福祉法など関係法律が改正されました。改正前の民法には、子への懲戒に係る規定があり、これが児童虐待を正当化する口実にされているとの指摘から長年見直しの検討がされてまいりました。そしてこのたび改正になりまして、この子への懲戒に係る規定が削除されたことに伴いまして、本市の関係条例も改正するものでございます。

1つ目の江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、第13条の懲戒に係る権限の濫用禁止を削除し、2つ目の江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましても同様に第26条を削除するものでございます。

39ページをお願いをいたします。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第18号

○議長（吉野伸康君） 日程第10、議案第18号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第18号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第18号につきまして御説明をいたします。

議案書42ページから43ページに改正条文を、44ページから45ページに新旧対照表を、46ページから47ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、46ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。

国におきまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、本市の条例の一部を改正するものでございます。この条例につきましては、児童福祉法におきまして、市は条例で基準を定めなければならないとしており、その定める基準は国の基準に従うものや、参酌するものがございます。本市には現在、公立の認定こども園以外で家庭的保育事業等はございませんが、国の法律を鑑みて条例の整備をするものでございます。

2、改正の内容でございます。

本市におきまして、国の省令と異なる内容とする特段の事情がないことから、次のとおり省令の基準と同じ内容の改正を行うものでございます。

(1) 安全計画の策定等の義務化でございます。

利用乳幼児の安全の確保を図るため、次に掲げる事項を義務づけいたします。

ア、安全計画を策定し、この計画に従い必要な措置を講じること。

イ、事業所等の職員に対して、安全計画の周知をするとともに、研修及び訓練を定期的に実施すること。

ウ、保護者に対しまして、安全計画に基づく取組の内容等を周知すること。

エ、定期的に安全計画を見直し、必要に応じて変更することでございます。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認の義務化でございます。

利用乳幼児の事業所外での活動、取組等における移動等のために自動車を運行するときは、点呼等により、利用乳幼児の所在確認を義務づけるものでございます。

また、居宅訪問型保育事業所を除き、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザーやその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて、乳幼児が自動車を降りる際の確認の義務付けをいたします。

(3) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員に関する基準の緩和でございます。

家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設等を併設するときは、保育に支障がない場合に限り、家庭的保育事業所等の設備及び職員は、保育室及び各事業所特有の設備、乳幼児の保育に直接従事する職員を含め、併設する他の社会福祉施設等の設備及び職員を兼ねることができることといたします。

(4) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止に必要な措置の明確化でございます。

これは努力義務ではございますが、職員に対しまして、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に実施することといたします。

3、施行期日等でございます。

(1) 施行期日は令和5年4月1日でございます。

(2) 経過措置といたしまして、送迎を目的とした自動車への乳幼児車内見落とし防止装置の設置は事情がある場合には令和6年3月31日までの間は備えないことができるものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第19号

○議長（吉野伸康君） 日程第11、議案第19号 江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第19号 江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてでございます。

道路法施行令の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） それでは、議案第19号につきまして御説明をいたします。

議案書49ページから51ページにかけて改正する条文を、参考資料として52ページから55ページにかけて条例案新旧対照表、56ページには改正する条例案の説明資料を添付しております。

56ページの参考資料にて御説明をさせていただきます。

1、改正の趣旨。

指定区間内の国道における道路占用料を定めた道路法施行令の一部改正に伴い、本市において市道等の占用料を定めた条例を政令に準じて改正するものでございます。

2、改正の内容。

（1）道路占用料の額の改定についてでございます。

道路法において、道路管理者は、道路占用料を徴収することができ、その額は道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされております。江田島市道路占用料徴収条例には、政令に準じた道路占用料の額を定めているため、政令に準じて改正するものでございます。

（2）主な占有物の参考例を下表に示しております。

3、施行期日につきましては令和5年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩いたします。11時10分まで休憩します。

(休憩 10時58分)

(再開 11時10分)

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第20号

○議長（吉野伸康君） 日程第12、議案第20号 江田島市スポーツセンター設置及び管理条例及び江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第20号 江田島市スポーツセンター設置及び管理条例及び江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案についてでございます。

教育委員会の所管する施設について、使用料の見直し等を行うため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） それでは、議案第20号について説明いたします。

議案書58ページに改正条文を、59ページ、60ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

59ページの新旧対照表により改正内容について説明いたします。

まず、江田島市スポーツセンター設置及び管理条例の一部改正についてです。

スポーツセンター、柔道場の使用料につきまして、部屋の使用については2分の1使用の規定があるものの、照明を使用する場合、これまで全面使用の規定しかなかったため、2分の1面使用の場合、1時間につき150円とする規定を新設するものです。

次に、江田島市立学校施設使用条例の一部改正についてです。

現在、教育委員会の所管する施設について使用許可申請書の様式の見直しを進めております。使用許可申請書の様式につきましては、ほとんどがそれぞれ施設ごとの規則で規定しているところ、59ページから60ページにありますとおり、学校施設のみ現在条例で様式が規定されています。ほかの様式と同様、規則で定めることとするため、条例から様式を削除するための改正を提案させていただいております。

施行期日の説明をしますので58ページに戻ってください。

附則第1項にありますとおり、施行期日は令和5年4月1日としております。併せて第2項で経過措置を設けております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○8番（岡野数正君） 59ページのところの新旧対照表でお伺いしたいと思います
が、2分の1面を使う、150円、全面が300円で2分の1面で150円という、こ
れは非常に分かりやすいんですが、現実にはですね、この2分の1面を使った柔道場の使
用というのは年間どれくらいあるんでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 現在、柔道場を使っている2団体、2団体が定期使用を
しております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） これ当初からこういった扱いになっておればよかったんでし
ょうけども、やはり団体のほうからこれ何とかならないのかってというような申入れがあ
ったんでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） はい、この規定は合併のときにこうなっておりましたの
で、それ以前からであると思っております。その後、団体から2分の1使用、照明につ
いてはないのかという要望がありまして、今回、新しく規定を新設させていただくこと
としております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 2 1 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 1 3、議案第 2 1 号 江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 2 1 号 江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

学校給食共同調理場を統合するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） それでは、議案第 2 1 号について説明いたします。

議案書 6 2 ページに改正条文を、6 3 ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

6 3 ページの新旧対照表により改正内容について説明いたします。

現在 2 か所あります学校給食共同調理場、江田島学校給食共同調理場と西能美学校給食共同調理場を統合し、統合後の名称を江田島市学校給食共同調理場とするものでございます。

施行日につきましては令和 5 年 4 月 1 日といたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 2 2 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 1 4、議案第 2 2 号 江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 2 2 号 江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

放課後児童クラブの利用時間を拡大するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） それでは、議案第 2 2 号について説明いたします。

議案書 6 5 ページに改正条文を、6 6 ページに新旧対照表を、6 7 ページに参考資料として説明資料を添付しております。

6 7 ページの参考資料により改正内容について説明いたします。

まず、1、改正の背景及び趣旨について。

放課後児童クラブのサービス向上を目的として、利用者及び利用予定者の要望を把握するためのアンケート調査を実施したところ、毎週土曜日の開所及び利用時間の延長の要望がありました。このアンケート結果を踏まえ、試行的に中町児童クラブにおいて毎週土曜日の開所及び平日の利用時間の延長をすることとし、これらに対応する保護者負担金の区分を設けるなど、所要の規定の整備をいたします。

2、改正の内容としまして、保護者負担金の額を次の表のとおりとします。

平日 3 0 分の延長を申し込んだ場合、現行の金額に 5 0 0 円を加え、3, 5 0 0 円とします。毎週土曜日利用を申し込んだ場合、現行の金額に 5 0 0 円を加え、3, 5 0 0 円。平日 3 0 分の延長と毎週土曜日利用の両方を申し込んだ場合は 4, 0 0 0 円とします。

備考の読み上げは省略させていただきます。

3、施行期日について。

令和 5 年 4 月 1 日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 児童クラブの時間の延長ということでありがたい話でございます。その中で、ここに試行的に中町児童クラブにおいてというふうな条文があるんですが、将来的にどのような。恐らく他地区も望む声とか出てくると思うのです。その中で、今後のスケジュール感とかイメージっていうのはあつてなのかどうかというところをお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 中町児童クラブ以外の児童クラブも要望がありました。できれば全ての児童クラブで要望をかなえたいわけですがけれども、実施するとなると児童支援員の配置とかの体制整備、運営体制を準備する必要があります。そうした関係でまずは中町児童クラブにおいて、例えば毎週土曜日の利用でしたら市全体で19人の要望でした。19人でしたら当面1か所でも対応できるんじゃないかと考えまして、今回中町児童クラブを試行的に実施することといたしております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） ありがとうございます。人員のこととかいう話で伺っておりますけれども、今後そういった問題解消とかそういうようなのも含めて、あとは要望、他地域からの要望を含めたらもう今後も拡充も検討していると捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 当面4月から中町児童クラブでサービス拡充しますので、その状況も踏まえた上でニーズの高いところについては、今後サービスを拡充していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 2 3 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 1 5、議案第 2 3 号 江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 2 3 号 江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） それでは、議案第 2 3 号について説明いたします。

議案書 6 9 ページ、7 0 ページに改正条文を、7 1 ページ、7 2 ページに新旧対照表を、7 3 ページに参考資料として説明資料を添付しております。

7 3 ページの参考資料により改正内容について説明いたします。

まず 1、改正の趣旨について。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、省令を踏まえて制定した本市の条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容です。

本市に省令と異なる内容とする特段の事情がないことから、省令と同内容の改正を行います。

(1) 安全計画の策定等の義務化についてです。

利用者の安全の確保を図るため、次に掲げる事項を義務付けします。

ア、安全計画を策定し、この計画に従い必要な措置を講じること。

イ、職員に対し、安全計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施すること。

ウ、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知すること。

エ、定期的に安全計画を見直し、必要に応じて変更すること。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認の義務化についてです。

利用者の事業所外での活動、取組等における移動等のために自動車を運行するときは、点呼等により、利用者の所在確認を行うことを義務付けるものです。

(3) 業務継続計画の策定等の義務化についてです。

次に掲げる事項を義務づけます。ウについては努力義務です。

ア、業務継続計画を策定し、この計画に従い必要な措置を講じること。

イ、職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施すること。

ウ、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更すること。

(4) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止に必要な措置の明確化についてです。

努力義務として、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施することとします。

3、施行期日等についてです。

(1) 施行期日は令和5年4月1日とします。

(2) 経過措置としまして、前記2(1)アからウまでについては令和6年3月31日までの間は努力義務といたします。

以上で説明を終わります。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○8番(岡野数正君) 73ページの参考資料について伺います。

まず、この江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準とあるんですが、対象となっているのは放課後児童クラブというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長(吉野伸康君) 山井教育部長。

○教育部長(山井法男君) この条例はですね、市が設置している児童クラブと、もし民間があれば民間が設置した児童クラブも対象にしますが、現在民間のものは存在しませんので、結果として本市の児童クラブが対象になるということになります。

○議長(吉野伸康君) 岡野議員。

○8番(岡野数正君) 分かりました。本市の児童クラブは対象になるということですね。ということは、これらの改正内容のところで安全計画の策定の義務化と、こういったものが4項目ほど出ておりますけれども、これ現在ありますか。それとも現在はない状況ですか。それ伺います。

○議長(吉野伸康君) 山井教育部長。

○教育部長(山井法男君) まず安全計画と称するものはないんですけれども、運営マニュアルをつくっております。運営マニュアルの中に現在この計画に相当するものはございますけれども、今回この条例改正に伴って安全計画というもの、それから業務

継続計画は現在のマニュアルにありませんので、これらについてはそれぞれの計画をつくるということになってまいります。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 現在この放課後児童クラブが何施設あって運営されているのか、それで併せてですね、施行期日が令和5年の4月1日ということになっておりますから、早急な対応が必要になってくるだろうと思うんですが、こうした計画に対する取組ですね。これをどのようにお考えか。この2点について伺います。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） まず児童クラブの数についてですけれども、9つの児童クラブがあります。

それから、こちらの計画のことについてですけれども、安全計画については先ほどありましたように実は努力義務で1年先の令和6年3月31日までということになります。しかしながら、我々としては速やかに作成したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第24号

○議長（吉野伸康君） 日程第16、議案第24号 広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整備に関する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第24号 広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整備に関する条例案についてでございます。

広島県水道広域連合企業団の設立に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、議案第24号 広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整備に関する条例案について御説明いたします。

議案書75ページから86ページに改正条文を、87ページから116ページに新旧対照表を、117、118ページに参考資料を添付しております。

参考資料により御説明いたしますので、117ページをお願いいたします。

まず、整備の趣旨についてです。

令和4年11月18日に、広島県と本市を含む14市町で広島県水道広域連合企業団を設立し、令和5年度から水道事業を共同で経営することに伴いまして、関係条例において所要の規定の整備をするものでございます。

2、整備する条例の名称です。

まず、一部改正する条例が表の中ほどに記載の江田島市公営企業の設置等に関する条例をはじめとする20の条例。次に、廃止する条例が表下から2行目に記載の江田島市水道事業給水条例をはじめとする3つの条例で、それぞれの条例の名称は表に記載のとおりです。

118ページをお願いします。

3、整備の概要についてです。

(1) 企業団へ水道事業の移管に伴う所要の規定の整備として、水道事業が企業団に移管した後は、企業団において水道事業に関する条例を定めることとなるため、江田島市水道事業給水条例等を廃止するほか、江田島市公営企業の設置等に関する条例等、水道事業に関する事項を定める条例において、当該規定を削る等の所要の規定の整備をします。

(2) 企業局の廃止に伴う所要の規定の整備として、企業団へ水道事業を移管することにより、本市の公営企業は下水道事業のみとなります。規模が小さくなることで、効率性の低下が懸念されるために、企業局を廃止することとし、下水道に関する事務は土木建築部で所管することとします。なお、今後も下水道事業の経営状況を的確に把握し、健全な経営を図るために、引き続き公営企業会計を適用することとします。

(3) その他の所要の規定の整理として(1)及び(2)に関する条例の整備に伴いまして、字句、引用条項等の整理を行います。

86ページをお願いします。

附則についてです。

施行期日についてですが、この条例は令和5年4月1日から施行します。ただし、5

条の規定については令和6年4月1日から施行します。

次に、経過措置についてですが、江田島市水道事業会計の令和4年度の決算及び業務の状況を説明する書類の提出については、なお従前の例によることといたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第25号

○議長（吉野伸康君） 日程第17、議案第25号 財産の取得の変更についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第25号 財産の取得の変更についてでございます。

令和4年6月15日に議決を得た財産の取得についてに関し、納入期限を変更したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第25号について御説明いたします。

本議案は、令和4年6月定例会議案第34号で議決をいただきました財産の取得について、その納入期限の変更をお願いするものです。

参考資料で説明いたしますので、議案書120ページをお願いします。

変更をお願いいたします物品売買契約について、表に項目ごとにお示しをしております。

1、取得する財産、2、契約金額及び3、契約の相手方については変更はありません。

4、納入期限について、変更として納期を令和5年3月31日までとしていたものを令和6年3月31日までとするものです。

変更の理由は、記載のとおり、世界的な半導体不足、銅線・樹脂の不足によるコネクタケーブルの生産遅延、コロナ禍によるロックダウンでの部品供給停止、ロシアのウクライナ侵攻による物流制限などにより納期が大幅に遅れるためです。

説明につきましては以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第26号

○議長（吉野伸康君） 日程第18、議案第26号 上水道管理事務の事務委託の廃

止に関する協議についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第26号 上水道管理事務の事務委託の廃止に関する協議についてでございます。

江田島市と広島県との間における上水道管理事務の事務委託の廃止に関しまして、別紙のとおり広島県と協議を行うことについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、議案第26号 上水道管理事務の事務委託の廃止に関する協議について御説明いたします。

本案は、県が管理する太田川東部工業用水道事業については、広島県、呉市及び江田島市との共同事業に係る水道施設を、広島県と江田島市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約等により広島県に委託しています。このたび、広島県及び江田島市が水道事業の事務を広島県水道広域連合企業団に承継するため、広島県との事務委託を廃止することに関しまして、広島県と協議をするために提案するものでございます。

なお、別紙として122ページに廃止する規約案を、123ページに参考資料として根拠法令を添付しています。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

(休憩 11時50分)

(再開 13時00分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第27号

○議長(吉野伸康君) 日程第19、議案第27号 令和4年度江田島市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第27号 令和4年度江田島市一般会計補正予算(第5号)でございます。

令和4年度江田島市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億6,129万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億2,893万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費の補正。

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第5条 地方債の変更及び廃止は、「第5表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第27号について歳入歳出補正予算事項別明細書で説明します。

事項別明細書の42、43ページをお願いします。

初めに、歳入からです。

今回の歳入補正予算は、国県の交付決定内示による国県支出金の増減の補正及び今年度の収入見込みによります市税や分担金、負担金などの各科目において増減の補正を計

上しています。

それでは、主な内容について説明します。

1 款市税、1 項市民税、及び 4 項市町村たばこ税は、収入見込みによる補正です。

9 款、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金は、収入見込みによる増額補正です。

1 1 款、1 項地方交付税は、今年度の算定結果による普通交付税の減額補正です。

4 4、4 5 ページをお願いします。

1 3 款分担金及び負担金、2 項負担金は、収入見込みによる老人措置入所者等負担金の減額補正及び保育施設保育料等保護者負担金の増額補正です。

1 4 款使用料及び手数料、2 項手数料は、不燃ごみ投入手数料の増額補正及び保安検査手数料の減額補正です。

1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金は、保険基盤安定負担金の減額補正、障害児通所給付費等負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、児童扶養手当給付費負担金の増額補正です。

4 6、4 7 ページをお願いします。

2 項国庫補助金は、内示交付決定に伴う補正です。

増額補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、社会保障番号制度システム整備費等補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金です。

減額補正の主なものは、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業補助金、子ども・子育て支援交付金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金、児童手当交付金、疾病予防対策事業費等補助金、水産基盤整備事業補助金、社会資本整備総合交付金、空き家対策総合支援事業補助金です。

4 8、4 9 ページをお願いします。

1 6 款県支出金、1 項県負担金は、保険基盤安定負担金、後期高齢者保険基盤安定負担金、児童手当負担金、生活保護費負担金の減額補正を、子どものための教育・保育給付費負担金の増額補正をそれぞれ行っております。

このページ中段から 5 0、5 1 ページにかけての 2 項県補助金は、内示交付決定に伴う補正です。

増額補正の主なものは、県移譲事務交付金、原油価格、物価高騰に係る社会福祉事業者支援補助金、過年発生災害林道施設復旧費補助金です。

減額補正の主なものは、市町等運行路線再編促進費補助金、生活航路対策事業補助金、福祉医療費公費負担事業費補助金及び施行事務費補助金、保育施設産休等代替保育士賃金補助金、子ども・子育て支援交付金、地域廃棄物対策支援事業費補助金、小規模崩壊地復旧事業費補助金、チャレンジ里山ワーク拡大事業補助金です。

3 項委託費は、県民税徴収事務取扱委託金の増額補正、参議院議員選挙委託金の減額補正です。

このページ下段から 5 2、5 3 ページをお願いします。

1 7 款財産収入、1 項財産運用収入は、債権運用などによる基金利子の増額補正です。

2 項財産売払収入は、収入見込みによる土地売払収入の減額補正及び建物売払収入の

増額補正です。

18款、1項寄附金は、収入見込みによるふるさと寄附金の増額補正です。

54、55ページをお願いします。

19款繰入金、1項特別会計繰入金は、地域開発事業特別会計の補正に伴う繰入金の増額補正です。

2項基金繰入金は、財源調整として財政調整基金繰入金の減額補正を、公共施設整備基金繰入金で交通船事業特別会計繰出金への財団法人からの助成金充当に伴う減額補正を行っています。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料並びに3項貸付金元利収入は、収入見込みによる減額補正です。

56、57ページをお願いします。

4項受託事業収入は、利用実績見込みによる葬祭センター運営事業受託収入の増額補正及び防潮扉管理の実績見込みによる海岸保全施設管理事業受託収入の減額補正です。

5項雑入は、収入見込みによる保育施設給食費、社会保険料個人徴収金、派遣職員給与費負担金、自治総合センター助成金などの減額補正及び衛生事業売却収入、海上交通バリアフリー施設整備助成金の増額補正です。

このページ下段から60、61ページにかけての22款1項市債は、充当先の歳出実施見込みによる減額補正をそれぞれで行っています。また、60、61ページの10目臨時財政対策債は、発行可能額の確定に伴う減額補正です。

続いて、歳出です。

今回の歳出補正予算は、職員給与費の減額、新型コロナウイルス感染症対策により中止となった事業及び今年度の入札残や執行見込みに伴う不用額などの減額補正を、また前年度事業費の精算に伴います国県支出金の返還金などの増額補正を計上しています。

それでは、職員給与費関係を除く主なものについて説明します。

62、63ページをお願いします。

1款、1項議会費は、執行見込みによる減額補正です。

このページ下段から64、65ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費は、1目一般管理費及び66、67ページの2目文書広報費で、執行見込みによる減額補正です。

3目財政管理費は、ふるさと寄附金の実績見込みによるふるさと納税業務委託料などの、4目会計管理費は手数料の執行見込みによる増額補正です。

このページ中段から68、69ページをお願いします。

5目財産管理費は、執行見込み、入札残などの減額補正のほか、財産管理に伴います土地購入費の増額補正です。

6目企画費は、執行見込みによる減額補正のほか、生活交通路線維持費補助金などの増額補正を行っております。

このページ下段から70、71ページをお願いします。

8目交流促進費は、執行見込みによる減額補正のほか、実績見込みによる定住促進事業補助金などの増額補正です。

12目安全対策費及びこのページ下段から72、73ページにかけての13目市民センター費及び14目集会所施設費は、執行見込みによる減額補正のほか、大柿地区集会所修繕料の増額補正です。

74、75ページをお願いします。

2項徴税費及び3項戸籍住民基本台帳費は、執行見込みによる減額補正です。

76、77ページをお願いします。

4項選挙費は執行見込みによる減額補正です。

3款民生費、1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費で、執行見込みによる減額補正のほか、広島県の事業実施に伴う社会福祉施設等支援金の増額補正です。

また、このページ下段から78、79ページにかけて国民健康保険特別会計の補正に伴う繰出金の減額補正、社会福祉法人指導監督事業費、生活困窮者自立支援事業費の前年度事業費の精算に伴う返還金の増額補正をそれぞれ行っています。

2目障害福祉費は、障害福祉事業費などで前年度事業費の精算に伴う返還金の増額補正を、障害者地域生活支援事業費で執行見込みによる減額補正を行っています。

3目老人福祉費は、執行見込みによる委託料及び介護保険（保険事業勘定）特別会計の補正に伴う繰出金の減額補正です。

このページ下段から80、81ページをお願いします。

4目後期高齢者医療費は、執行見込みによる後期高齢者広域連合分賦金などのほか、後期高齢者医療特別会計の補正に伴う繰出金の減額補正です。

5目人権啓発費、6目隣保館費及び8目福祉医療費は、執行見込みによる減額補正です。

82、83ページをお願いします。

2項児童福祉費は、2目児童措置費で、児童手当給付事業費の減額補正を、児童扶養手当給付事業費、障害児通所支援事業費の執行見込みによる扶助費及び前年度事業の精算に伴う返還金の増額補正を行っています。

このページ下段から84、85ページをお願いします。

3目保育施設費及び4目児童福祉施設費は、執行見込みによる減額補正です。

このページ下段から86、87ページにかけての3項生活保護費はシステム改修委託料及び前年度事業費の精算に伴う返還金の増額補正です。

このページ中段から88、89ページにかけての4款衛生費、1項保健衛生費は、2目予防費、3目母子保健費、4目健康増進費、6目環境衛生費及び7目葬祭センター費で、執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っています。また、3目母子保健費では、前年度精算に伴う返還金の増額補正を行っております。

90、91ページをお願いします。

2項清掃費は、2目塵芥処理費、4目リレーセンター費及び5目環境センター費で、執行見込みによる減額補正です。

92、93ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、及び次の94、95ページの2項林業費は、執行見込みによる減額補正です。

3項水産業費は、2目水産業振興費で、工事費の増額補正を、3目漁港費で、設計委託料の減額補正を行っています。

96、97ページをお願いします。

7款、1項商工費は、執行見込みによる減額補正のほか、3目観光費で光熱水費の増額補正及び宿泊施設特別会計の補正に伴う繰出金の減額補正です。

98、99ページをお願いします。

8款土木費、2項道路橋りょう費は、執行見込みによる減額補正及び県工事の執行見込みによる道路整備事業県負担金の増額補正です。

このページ下段から100、101ページにかけての3項河川費は、1目河川維持改良費で財源更正を、2目砂防費で県工事の執行見込みによる負担金の増額補正です。

4項港湾費は、1目港湾管理費で、執行見込みによる減額補正を、港湾管理特別会計の補正による繰出金の増額補正です。

2目港湾建設費は、県工事の執行見込みによる県負担金の減額補正です。

102、103ページをお願いします。

5項都市計画費は、2目都市下水路費及び3目公園費で、執行見込みによる減額補正です。

6項住宅費は、1目住宅総務費、このページ下段から104、105ページにかけての4目営繕費まで、執行見込みによる減額補正です。

このページ下段から106、107ページをお願いします。

9款、1項消防費は、1目常備消防費から3目防災費まで、入札残や執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っています。

このページ下段から108、109ページにかけての10款教育費、1項教育総務費は、2目事務局費及び3目教育振興費で、執行見込みによる減額補正です。

このページ下段から110、111ページをお願いします。

2項小学校費及び次の112、113ページにかけての3項中学校費で、入札残や執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っています。

このページ中段から114、115ページにかけての4項社会教育費及び次の5項保健体育費で、執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っています。

116、117ページをお願いします。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は、2目農業施設災害復旧費で財源更正を、5目漁港施設災害復旧費で、執行見込みによる減額補正を行っています。

13款諸支出金、1項基金費は、1目財政調整基金費から次の118、119ページにかけての17目公共施設整備基金費までの各基金で、基金利子の増に伴う積立金の増額補正です。

また、15目ふるさと応援基金費で、ふるさと寄附金の増に伴う積立金の増額を計上しています。

120、121ページをお願いします。

2項公営企業費は、下水道事業会計の補正に伴う繰出金の減額補正です。

予算書6ページにお戻りください。

第2表 継続費補正です。

変更として、大柿市民センター管理運営事業費ほか2件をお願いしています。

続いて、7ページをお願いします。

第3表 繰越明許費補正です。

追加として、18事業をお願いしています。

続いて、8ページをお願いします。

第4表 債務負担行為補正です。

変更として、タブレット端末リース1件をお願いしています。

続いて、9ページをお願いします。

第5表 地方債補正です。

変更として、公営住宅建設事業債、緊急自然災害防止対策事業債などの19件を、10ページに廃止として過疎対策事業債の1件をお願いしています。

なお、122ページから124ページに給与費明細書を、126、127ページに継続費の進行状況等に関する調書を、128ページに債務負担行為の支出予定額等に関する調書を、129ページには地方債現在高の見込みによる調書をお示ししております。

説明については以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○8番（岡野数正君） まず、それでは47ページ歳入のところですけども、そこに住民税非課税世帯等臨時特別支援事業補助金というのが1,730万減額になっております。それと今度併せて、歳出のほうでも同じようにこれは77ページになります、歳出です。ここに非課税世帯等に対する臨時特別給付金、これも1,730万、これ歳出のほうですけども減額になっている。これは、たしか以前の議会で対象者をある程度想定して予算化されたものだというふうに思うんですけども、まず500人ぐらいだったか、何かたしかそういった記憶があるんですね、かなりちょっとこれ見込みが違っていたのかなというような気がいたしますが、その減額になった理由というのをですね、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それとですね、91ページの説明のところの上から5段目のところに、ごみ焼却処理業務委託料5,563万1,000円の減額というふうになっております。これはなぜかということ伺いたいと思います。

続きまして、今度97ページの企業立地奨励金補助金、これも1,317万減額です。その後、その下に参りまして、サテライトオフィス等誘致促進事業補助金600万9,000円、これ減額になっています。

それからそのままずっと下がって行って、今度は観光振興事業補助金730万5,000円減額になっています。これがどういった理由なのか伺いたいと思います。

それと、113ページになります。006のところ、放課後児童健全育成事業費、これが560万の減額になっております。そこに補助員の報酬が500万の減額という

ふうに記載されておりますが、これはどういった理由だったのかということ伺いたしたいと思います。

以上、御回答よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） まず、47ページの歳入飛ばしまして、77ページの歳出のところなんですけれども、非課税世帯等に対する臨時特別給付金の減額になった理由ということでございます。

実績見込みによるものでございますけれども、当初予算でお願いしたのは500世帯でお願いをしておりました。5,000万円の計上でございます。しかしながら実際にですね、世帯数、当初の世帯数っていうのが380世帯、非課税になる人が380世帯ということでございます。それ以外のことっていうのは家計急変とかそういったすぐに世帯数が分からないもの等もございましたので、500世帯を予算計上させていただきましたが、実際問題380世帯の非課税世帯ということでございますし、それからいわゆる執行率っていうかですね、実際に申し込まれた方というのが324世帯ということで給付率が84.6%ということでございます。そういった関係で減額になった。申込期限がございまして、11月30日までが申込期限だということでございますので、もう既に申込期限来てますので、数字的には確定をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） それでは私は91ページの家庭一般廃棄物収集運搬事業費の中の委託料、ごみ焼却処理業務委託料の件です。

このごみ焼却業務委託料の中には、ごみの焼却費用と施設の修繕料も見込みとして予算計上しております。本年度の施設の修繕料の見込みが大幅に減ったことなどが主な要因でこのような減額となっております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） それでは続きまして、97ページですね、商工業振興事業費、企業立地奨励金補助金ですね、の減額補正につきましては、申請予定されておりました業者さん1業者さんが申請を取りやめました。これ、要件に当てはまらなくなってしまったということで申請を取りやめられました。そして観光振興事業費の観光振興事業費補助金の減額なんですけれども、1つにはですね、観光戦略チーム支援業務委託料の業務内容の見直しに伴う減額が200万、そして新型コロナによるイベントの中止に伴う減額が500万ほどありましたので、減額補正させていただきました。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 同じく97ページ、サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金の減額です。この事業につきましては、当初予算で新規にサテライトオフィスを誘致する際にですね、1件当たり400万円の予算を計上していた、それからもう実際にこちらに来られてサテライトオフィスを開所している方に対する施設の改修の補助

金として予算を計上していたものですが、まず最初の1件、丸々400万円が新たな誘致がかなわなかったために1件400万円、残りの部分につきましては、実際に江田島に来られた事業者に対する施設改修費が当初見込みより安価に抑えられたことによって補助金が安くなった、これによって減額しております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 113ページの一番下、放課後児童健全育成事業費の560万減です。報酬についてですけれども、児童支援員39人で予算計上させていただいたところ、35人という実績になりました。4人分減と。4人分で500万の減ということになります。費用弁償の60万はそれに対する通勤手当でございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 三つお伺いします。

歳入の55ページなんですけど、繰入金のですね、2項10目の細目公共施設整備基金繰入金384万円の減額なんですけど、先ほど総務部長からの御説明では財団法人からの繰入金充当に伴う減額補正というふうにおっしゃったと思うんですけども、もうちょっと詳しく説明していただきたいというのが一つ目です。

二つ目は、その次のページの57ページです。

諸収入、雑入の衛生事業売却収入690万円です。これについてももう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

3番目が67ページです。

財政管理費のうち、ふるさと納税業務委託料66万1,000円です。これはもうほぼほぼ委託先が決まって、こういう数字なのかということについてよろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 55ページの公共施設整備基金繰入金の384万円と、57ページを開いていただきますと、雑入のところに海上交通バリアフリー施設整備助成金というのがあります。この海上交通バリアフリー施設整備助成金384万円をいただいたことで交通会計のほうに繰り入れる同額の384万円を減額しておりますので、そのような関係性で57ページと54ページの384万円を見て取っていただければと思います。

それと、67ページのふるさと納税業務委託料の66万1,000円ですけれども、ふるさと納税業務については事業者の皆さんに委託をしております、その上にあります手数料のところがこのふるさと納税を事業者、寄附者の皆さんに利用していただくポータルサイトなどの利用料やふるさと納税をしていただくときのカード決済の手数料、これがこの手数料でありまして、ふるさと納税業務の委託料のほうは、これらのふるさと納税の業務を担っていただく事業者の方にお支払いする委託料と、それにプラスして返礼品や、返礼品の郵送料に係るものもこの委託業者に立替払いをしていただいております。

りますので、その額で手数料とふるさと納税業務委託料をそれぞれ今年度の実績見込みによりまして増額補正をさせていただいているものでございます。手数料のほうで大体ふるさと寄附の10%程度をお支払いしております。ふるさと納税の業務委託料のほうで、事業者のほうに委託する委託料が約12%程度、返礼品や送料などに伴いますものが27から28%程度、これで大体ふるさと寄附をしていただくもののうち、50%程度がそういった委託料や実際にふるさと寄附をしていただく方に対するお礼、郵送料、そういったものでかかっております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷孝行君） それでは57ページ雑入の衛生事業売却収入の件でございます。

集められた鉄やアルミなどはスクラップとして売却いたします。スクラップの売却価格の高騰に伴うものでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第28号

○議長（吉野伸康君） 日程第20、議案第28号 令和4年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第28号 令和4年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和4年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,438万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,695万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第28号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の134ページ、135ページをお願いいたします。

このたびの補正予算の主なものは、歳入歳出とも決算の見込みによるものでございます。

初めに、歳入でございます。

1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は、現年度課税分のうち、医療給付費分、後期高齢者支援分を増額補正、介護給付費分及び滞納繰越分は減額補正でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金は増額補正でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入は、財政調整基金利子の増額補正でございます。

次のページ、136ページ、137ページをお願いいたします。

5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金は、未就学児均等割保険税繰入金及び出産育児一時金等繰入金の増額補正を、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金の減額補正をお願いをしております。

6款、1項、1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

次のページ、138ページ、139ページをお願いいたします。

7款諸収入、2項雑入、2目一般被保険者第三者納付金は減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

140ページ、141ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、国保関係システム改修業務委託料の減額補正でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費及び3項、1目運営協議会費は財源更正でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は増額補正でございます。

142ページ、143ページをお願いいたします。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、減額補正をお願いしております。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は増額補正を、6項1目傷病手当金は減額補正でございます。

その下から次のページ144ページ、145ページをお願いいたします。

3款、1項、1目国民健康保険事業費納付金及び4款、1項保健事業費、1目保健衛生普及費は財源更正でございます。

2項、1目特定健康診査等事業費は委託料の減額補正でございます。

5款、1項、1目基金積立金は増額補正でございます。

次のページ146ページ、147ページをお願いいたします。

8款、1項、1目予備費は増額補正をお願いしております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第29号

○議長（吉野伸康君） 日程第21、議案第29号 令和4年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第29号 令和4年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和4年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ421万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,008万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第29号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の152ページ、153ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出とも決算見込みによるものでございます。

初めに歳入でございます。

1款、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料は、減額補正でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金は減額補正を、4款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

154ページ、155ページをお願いいたします。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金は減額補正でございます。

4款、1項、1目予備費は増額補正でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 3 0 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 2 2、議案第 3 0 号 令和 4 年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第 3 0 号 令和 4 年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 3 号)でございます。

令和 4 年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 6, 8 5 9 万 6, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4 億 2, 9 4 1 万 9, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) それでは、議案第 3 0 号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の 1 6 0 ページ、1 6 1 ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出とも実績見込みや決算見込みによるものでございます。

初めに歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料で、現年度分特別徴収保険料は減額補正を、普通徴収保険料は増額補正を行っております。

このページから次のページの中段にかけてでございますが、3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款県支出金の介護給付費負担金交付金、財政調整交付金、地域支援事業交付金は共に減額補正でございます。

162ページ、163ページをお願いいたします。

これも下段からでございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金利子の増額補正でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、次のページの2目及び3目地域支援事業繰入金は、それぞれ減額補正をお願いしております。

また、5目その他一般会計繰入金は、事務費繰入金の減額補正でございます。

2項、1目介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計繰入金は減額補正を、9款諸収入、2項、4目雑入は、社会保険料の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

166ページ、167ページをお願いいたします。

1款総務費、2項介護認定審査会費、1目介護認定費は、委員報酬などの減額補正でございます。

このページから次のページにかけてでございますが、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費のうち、1目居宅介護サービス給付費及び3目地域密着型介護サービス給付費は減額補正。

次のページの168ページ、169ページをお願いいたします。

5目施設介護サービス給付費は減額補正を、7目居宅介護福祉用具購入費は増額補正を、8目居宅介護住宅改修費は減額補正でございます。

2項介護予防サービス等諸費、3目地域密着型介護予防サービス給付費は減額補正でございます。

170ページ、171ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費は減額補正を。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費は減額補正でございます。

172ページ、173ページをお願いいたします。

4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は、積立金の増額補正でございます。

5款地域支援事業費、1項地域支援事業管理費、1目一般管理費は、職員給与費の減額補正。

2項1目介護予防生活支援サービス事業費は、訪問型サービス事業費などの減額補正をお願いしております。

174ページ、175ページをお願いいたします。

3項、1目一般介護予防事業費は、介護予防活動奨励品の減額補正を、4項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費は、成年後見人制度利用に関する老人福祉扶助費の減額補正でございます。

なお、176ページから178ページには、給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○8番（岡野数正君） これ先ほどの説明を聞いておりますと、かなり166ページあたりから168、9、それに171ページぐらいまでがかなりの減額になっているんですね。減額補正ということになっているんですが、これ何か原因、あるいは理由というのがあるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 医療もそうですけども、介護もそうですが、給付費というのはすごく上下があります。上がったたり下がったりですね、金額的にも数千万円程度の動きっていうのがあります。この介護保険というのはいわゆる30億ぐらいの予算を組んでおまして、ほぼ今の給付費ということになろうかと思えます。その中での動きということですので、見込みは少し多めに見込みはするんですけれども、今年度についてはその見込みに達しなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） ということは、利用が少なかったというふうに理解してよろしいんですか。そうじゃないんですか。その見込みよりがかなり低かったということですよ。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） そうですね。当然ながら予算をつくるときには、過去の実績であるとかそういったものを見込んで新年度、新しい予算をつくっていきます。来年度予算も同じですけども、実績を基にしていますけれども、そこに達しなかった、時にはそれより超えるものもありますので、それは補正でお願いをすることになります。先ほど言いましたように上がり下がりがあるので、今年度については今のこのものについてはですね、予定には届かなかったということでございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。14時10分まで休憩をいたします。

(休憩 13時58分)

(再開 14時10分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 議案第31号

○議長(吉野伸康君) 日程第23、議案第31号 令和4年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第31号 令和4年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第1号)でございます。

令和4年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,950万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) それでは、議案第31号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の182ページ、183ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出とも実績見込みや決算見込みによるものでございます。

初めに、歳入でございます。

3款繰入金、1項、1目介護保険(保険事業勘定)特別会計繰入金及び2項基金繰入金、1目介護予防支援事業運営基金繰入金は減額補正でございます。

4款、1項、1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

5款諸収入、1項、1目雑入は、社会保険料の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

184ページ、185ページをお願いいたします。

1款事業費、1項居宅予防支援事業費、1目介護予防支援事業費は、介護支援専門員等の報酬や介護予防サービス計画委託料などの減額補正でございます。

2款諸支出金、1項繰出金、1目介護保険（保険事業勘定）特別会計繰出金は減額補正でございます。

2項基金費、1目介護予防支援事業運営基金費は、積立金の増額補正でございます。

なお、188ページには、給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第32号

○議長（吉野伸康君） 日程第24、議案第32号 令和4年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第32号 令和4年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和4年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,370万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） それでは、議案第32号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書192、193ページをお願いいたします。

歳入につきましては、2款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、補正額112万7,000円で、一般会計繰入金でございます。

次に、事項別明細書194、195ページをお願いいたします。

次に、歳出につきましては、1款、1項、1目港湾管理費、補正額112万7,000円でございます。

このたびの補正は、今年度過去の消費税の申告及び納税を行っていたことから、過去5年分の収支を申告し、消費税を納税するため、補正予算として消費税102万6,000円、延滞税10万1,000円の合計として、公課費112万7,000円の増額補正を行うものでございます。

以上で、令和4年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 3 3 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 2 5、議案第 3 3 号 令和 4 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 3 3 号 令和 4 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

令和 4 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 3 4 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 8 8 0 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭頭治君） それでは、議案第 3 3 号につきまして歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書 2 0 0、2 0 1 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、4 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、補正額 7, 3 4 0 万円で、土地売払収入でございます。

次に、事項別明細書 2 0 2、2 0 3 ページをお願いいたします。

次に、歳出につきましては、1 款、1 項、1 目地域開発事業費、補正額 7, 3 4 0 万円で、繰出金でございます。

このたびの補正は江田島市小用ウシイシ地区の工場用地につきまして、周辺整備等も完了したことから、入札による売却を行うことに伴い、増額補正を行うものでございます。

以上で、令和 4 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第34号

○議長(吉野伸康君) 日程第26、議案第34号 令和4年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第34号 令和4年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

令和4年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,686万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,702万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） それでは、議案第34号 江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

この補正は、旧能美海上ロッジの解体工事費の減額に伴う補正でございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

208ページ、209ページをお開きください。

まず、歳入です。

1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金として、4,686万2,000円を減額いたします。

続いて、210、211ページをお開きください。

続いて、歳出です。

1款事業費、1項管理費、1目管理費、宿泊施設管理運営事業費として工事請負費4,686万2,000円の減額でございます。

なお、212、213ページに継続費についての事業の進行状況等を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○8番（岡野数正君） この4,686万2,000円減額されておりますが、この理由、安くなったんですから、これにこしたことはないんですけども、理由をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 入札執行残になります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 7 議案第 3 5 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 2 7、議案第 3 5 号 令和 4 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 3 5 号 令和 4 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 3 号）でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、議案第 3 5 号 令和 4 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 3 号）について、御説明いたします。

このたびの補正は、建設改良費の減額補正とそれに伴い営業外費用を補正するものでございます。

補正予算書 1 ページを御覧ください。

第 1 条 令和 4 年度江田島市水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度江田島市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第 1 款水道事業費用の第 2 項営業外費用を 3 1 8 万 2, 0 0 0 円の増額補正を行いまして、第 1 款水道事業費用の補正後合計額を 7 億 7, 4 8 0 万円とするものです。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 7, 3 7 9 万 3, 0 0 0 円を 2 億 3, 8 7 9 万 3, 0 0 0 円に減額し、補填財源である当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 3, 4 4 3 万円を 3, 1 2 4 万 8, 0 0 0 円及び建設改良積立金 1 億 8 4 9 万 1, 0 0 0 円を 7, 6 6 7 万 3, 0 0 0 円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第 1 款資本的支出の第 1 項建設改良費を 3 5 0 万円の減額補正を行いまして、第 1 款資本的支出の補正後合計額を 5 億 9, 0 7 9 万 3, 0 0 0 円とするものです。

補正の内容につきまして、5 ページの費目別内訳書を御覧ください。

まず（1）資本的支出についてです。

水道事業費用の第 2 項営業外費用、第 5 目消費税及び地方消費税の消費税及び地方消費税は、資本的支出の建設改良費の減額に伴いまして、第 2 項営業外費用の補正予定額

を318万2,000円に増額し、第1款水道事業費用の補正予定額を同額の318万2,000円増額するものです。

次に、資本的支出についてです。

資本的支出の第1項建設改良費、第2目の水道改良費の工事費は入札不調により4年度中に工事が実施できなくなったので、3,500万円減額して第1款資本的支出の補正予定額を同額の3,500万円減額するものです。

その他、実施計画は3ページ、キャッシュ・フロー計算書は4ページに記載してあるとおりです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第36号

○議長（吉野伸康君） 日程第28、議案第36号 令和4年度江田島市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第36号 令和4年度江田島市下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、議案第36号 令和4年度江田島市下水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

このたびの補正は、まず令和4年12月議会で提案した債務負担行為をすることのできる期間を誤っておりました。議員の皆様におかれましては、大変御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げ、今後このようなことがないように、十分気をつけてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

この期間の補正と、一般会計負担金の減額補正を行うものです。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条 令和4年度江田島市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,742万5,000円を3億9,742万5,000円に増額し、補填財源である過年度分損益勘定留保資金1億9,701万8,000円を2億1,751万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億5,135万6,000円を1億6,085万6,000円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものです。

第1款資本的収入の第5項負担金を3,000万円の減額補正を行いまして、第1款資本的収入の補正後合計額を2億2,248万円とするものです。

第3条 予算第10条に定めた債務負担行為をすることができる期間について、中田浄化センターほか3施設、汚泥脱水業務委託の期間を令和5年度から令和5年度までに改めるものです。

補正の内容につきまして、5ページの費目別内訳書を御覧ください。

（2）資本的収入及び支出の部についてです。

資本的収入、第5項負担金、第1目の一般会計負担金の一般会計負担金は、過疎対策事業債の配分額が減額されたことに伴いまして、第5項負担金の補正予定額3,000万円を減額し、第1款資本的収入の補正予定額を同額の3,000万円減額するものです。

その他実施計画は3ページに、債務負担行為に関する調書は4ページに記載してあるとおりです。

6ページ、7ページを御覧ください。

予算繰越計算書についてです。

このたびの繰越しについては、コロナ禍による世界的な半導体不足による機器の納期が遅れたことや入札不調によって入札条件や工事計画の検討に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったために、管渠整備事業及び処理場整備事業を繰越しするものがございます。翌年度繰越額については、合計9,002万6,000円で、財源の内訳については7ページに記載のとおりです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 市長施政方針

○議長(吉野伸康君) 日程第29、市長施政方針を行います。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) それでは、令和5年度江田島市当初予算案の提出に際しまして、施政方針を述べさせていただきます。

令和4年2月24日から始まった、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻から、もうすぐ1年がたとうとしております。大国が武力によって主権国家を侵すというこの暴挙は、国際社会における平和と秩序を大きく揺るがす出来事であり、世界に大きな衝撃を与えました。

また、同年12月16日に発表された我が国の国家安全保障戦略によれば、中華人民共和国は台湾への武力行使の可能性を否定しておらず、また、北朝鮮は、急速にミサイル発射能力を増強していると分析しております。

さらには、令和元年12月の発生から既に3年を経過した新型コロナウイルス感染症の蔓延は、第8波のピークは越えたかと思受けられるものの、いまだ収束の見込みが立たず、本年1月14日には、一日の発表として過去最多となる503人の方が亡くなるなど、予断を許さない状況が続いております。

こうした諸情勢は、我々が望む平和で安定した暮らしに不安の影を落とすとともに、

エネルギー・食糧価格の上昇や原材料価格の高騰などを生じさせ、市民の皆様の生活に影響を及ぼしているところがございます。

また、我が国の人口問題に目を転じますと、総務省統計局の推計人口である平成20年の約1億2,808万人をピークとして、既に日本全体が人口減少傾向にある中で、昨年末には、令和4年の出生数が80万人を割り込み、過去最少となる見通しであることがメディアにより報じられました。

国の機関の公表値によると、上昇傾向にある日本の平均年齢は、令和2年に47.6歳に達しておりますことから、今後のさらなる少子化・高齢化、そして人口減少社会の進展を推測せざるを得ません。

したがって、これからは、限られた人的・物的リソースを、いかに有効に活用・配分して、まちづくりを進めていくかが問われてくると考えております。

令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」、いわゆる骨太の方針では、重点投資分野として、「人」「イノベーション」「デジタル」などが掲げられております。

また、同年12月に発表された広島県の「県政運営の基本方針2023」では、「ローカル・トランスフォーメーション」と称し、人材育成やデジタル化の推進により、地方における変革を進めることが掲げられております。

ともに、限られた貴重な人材の能力を伸ばすとともに、変革や効率化を促進することで、社会の生産性を向上させるという意図がにじみ出たものと認識しております。

従来 of 価値観が揺らぐ事象が続き、不安定感が増す社会において、本市としては、市民の皆様の安全・安心な暮らしを築くために、こうした国や県の取組と歩調を合わせつつ、将来を見据えながら、一つ一つの取組をしっかりと進めてまいります。

次に、令和5年度の予算編成方針についてでございます。

初めに、重点項目についてでございます。

令和3年3月に策定した、「第2期人口ビジョン・総合戦略」は、本市の最重要課題である人口問題について、中長期的に取り組む施策の基本的方向や具体的施策を取りまとめたものでございます。

この戦略により、令和3年度から令和7年度までの5年間の施策の成果として、560人の人口効果を生み出すことを想定しております。

令和5年度の予算編成においても、昨年度に引き続き、この「第2期人口ビジョン・総合戦略」の柱を踏まえ、「しごとの創出」「人のつながり・縁づくり」「子育てしやすい環境づくり」「健康寿命の延伸」の4点を重点項目として掲げることといたします。

次に、各施策を横断的に貫き、支える共通の視点についてでございます。

まず、本年1月に取りまとめた「江田島市デジタルビジョン」に基づき、デジタル技術を活用することで市民の皆様の利便性の向上などを図る「DXの推進」に取り組みます。

また、市民の皆様の安全で安心な暮らしを支える土台である、社会インフラや暮らしのセーフティネットなどの「暮らしの基盤整備」についても、しっかりと取り組んでまいります。

さらに、先ほど申し上げたような社会情勢から生じる課題に対処すべく、「新型コロナウイルス感染症への対応」や「原油高・物価高への対応」について目配りするとともに、本年5月に開催される「広島サミット関連事業」についても、その時々々の状況を踏まえつつ、必要な取組を機動的に実施してまいります。

令和5年度の当初予算編成においては、こうした重点項目や共通の視点に沿った施策群により、「第2期人口ビジョン・総合戦略」に掲げたまちづくりを、一步一步、着実に進めてまいります。

令和5年度の当初予算は、一般会計が前年度と比べ8億7,000万円、5.5%減の150億8,000万円といたしました。また、特別会計は9会計で、前年度と比べ3億2,200万円、4.2%減の73億6,800万円、企業会計は水道事業会計の広島県水道広域連合企業団への参画に伴いまして、下水道事業会計の1会計で、前年度と比べ14億800万円、43.1%減の18億5,900万円といたしました。

企業会計を含む総予算規模は243億700万円で、前年度と比べ9.7%の減でございます。

一般会計の内容を歳入から見ますと、市税は、個人市民税の増を見込むものの、固定資産税、市町村たばこ税の減により、昨年度と比べ500万円、0.2%の減でございます。

地方交付税は、普通交付税で、地域社会のデジタル化推進経費など地方財政の見通しによる伸び率などを考慮し、前年度と同額を見込んでおります。

国庫支出金は、障害者自立支援事業や生活保護に関する負担金の増加などがあるものの、新型コロナウイルスワクチン接種関連負担金などの減により2,900万円、2.5%の減、県支出金は、昨年度の新規事業の「輸出促進施設等整備支援事業」による補助金の減などにより1億9,900万円、17.2%の減としております。

市債は、公共施設再編整備事業の交流プラザ整備があるものの、大柿市民センター整備事業や旧柿浦小学校解体事業の完了に伴う合併特例債の減などにより、前年度と比べ10億8,400万円、44.3%の減としております。

なお、財源調整として、前年度と同様、基金の取崩しを行っており、今回の予算では、財政調整基金から9億2,000万円を見込んでおります。一般会計におけるプライマリーバランスは黒字となり、令和5年度末の市債残高は、令和4年度末に比べ5億6,600万円減少する見込みでございます。

歳出におきましては、義務的経費は、広島県水道広域連合企業団派遣職員の給与の負担や給与改定に伴う人件費の増、市債の元金償還開始に伴う公債費の増などにより、全体で2億6,800万円、3.8%の増としております。

投資的経費は、飛渡瀬交流プラザなど公共施設再編整備事業や認定こども園きりくし新築工事があるものの、大柿市民センター新築工事の完了による減などにより、全体で7億5,900万円、29.3%の減としております。

補助費等は、昨年度新規事業の「輸出促進施設等整備支援事業補助金」の完了などにより2億6,500万円、11.3%の減、繰出金は、宿泊施設事業特別会計への繰出しの減により1億6,600万円、12.6%の減としております。

それでは、予算編成方針に掲げた重点項目等に沿って、令和5年度の主な取組を申し上げます。

初めに、重点テーマであります「しごとの創出」「人のつながり・縁づくり」「子育てしやすい環境づくり」及び「健康寿命の延伸」についてでございます。

まず1点目、「しごとの創出」についてでございます。

「農林水産業の振興」についてでございます。

農業・漁業の担い手確保のため、就業希望者に対する研修受入れや独立に向けた支援を行うとともに、県と連携し、沖地区に農業法人の参入を図るためのかんきつ団地を造成いたします。

また、オリーブの苗木や肥料の購入などの栽培に要する経費の支援や、オリーブ冠の提供などのPR活動を行うことで、オリーブの産地化を推進いたします。

さらに、捕獲報償金の支給や防除施設の設置補助などにより、有害鳥獣からの被害の抑制を図ってまいります。

次に、「地場産業の経営安定化や活性化」についてでございます。

起業や新分野進出、新商品開発などに対する支援を行い、商工業者の経営強化・活力づくりを図るとともに、江田島市商工会を通じた経営指導や経営革新の促進などにより、事業経営のサポートを行ってまいります。

また、無料職業紹介事業を支援することにより、市内における求人と求職者のマッチングを図ってまいります。

次に、「新たなしごとの場の創出」についてでございます。

市内へのしごとの創出を目指し、プロポーザル方式による旧ユウホウ紡績工場跡地への市内外の企業誘致を推進いたします。

また、市内への企業進出や設備投資を促進するため、工場や事務所を設置した事業者や、サテライトオフィスを開設した事業者に対する補助を行ってまいります。

さらに、市が所有する遊休地・遊休施設について、事業用地としての活用を希望する企業などへの売却・貸付けを行ってまいります。

本市の転出超過の最も大きな要因は、「しごと」に関することでございます。

また、就業世代が居住地を定める際に、「しごとの場」の所在地は重要な要素となると思慮されます。

江田島市内に新たなしごとの場を創出し、また、地場にあるしごとの場が元気になることで、多様な雇用の場を確保していくとともに、市内の求人と求職者をマッチングすることで、これからの江田島市を担う就業世代の定着を図るとともに、地元企業の活性化につなげてまいります。

次に2点目、「人のつながり・縁づくり」についてでございます。

「本市への来訪の促進」についてでございます。

ホームページやSNS、メディアなどを活用した情報発信により、本市を知るきっかけづくりを行うとともに、市民参加型の体験型観光イベント「えたじまものがたり博覧会」を通じた体験観光コンテンツの開発により、新たな「島の過ごし方」を創出してまいります。

また、本市に縁のある著名人ゆかりの地の整備による市外からの観光客の誘引や、文化財の散策マップ制作のための基礎調査を実施することで、郷土愛の醸成と本市の魅力のアピールを行ってまいります。

なお、企業人材や地域おこし協力隊を新たに登用することにより、市内観光を促進する組織である江田島市観光協会の機能強化を図ってまいります。

次に、「多様な人材の誘引や交流の促進」についてでございます。

住民主体の地域づくりを促進するため、地域活動に主体的に取り組む市民の皆様からの提案事業に対し補助を行ってまいります。

また、都市圏在住の外部人材を地域おこし協力隊として登用し、そのスキルを生かした地域づくりを促進するとともに、イベントなどを通じて外国人市民との交流を深め、多文化共生社会の実現を図ってまいります。

次に、「本市との縁の深化」についてでございます。

本市に縁がある方を創出し、その縁を紡いでいくために、移住交流拠点施設フウドを活用した移住相談・人材交流のほか、体験型修学旅行の受入れ、ファンクラブ組織を活用した交流活動などを実施してまいります。

また、本市を応援してくださる方の思いの受皿の一つとして、地場産品や体験型メニューなどの返礼品を通じて、寄附者との縁をつなぐ「ふるさと納税制度」を運用してまいります。

さらに、移住・定住ポータルサイトや空き家バンク制度の運営、定住補助金の交付などにより、縁のある方の定住を促進してまいります。

本市との縁を生み出し、かつ、縁のある方との交流を深めることで、本市を気にかけて応援し、来訪や定住など実際の行動に移す方を確保すべく、取組を進めてまいります。

次に3点目、「子育てしやすい環境づくり」についてでございます。

「出産や子育てしやすい環境の構築、子育てサポート」についてでございます。

妊娠・出産を望まれる方の希望をかなえるお手伝いとして、出産・子育て応援給付金を支給するとともに、不妊治療に要する経費への支援や、産前・産後の個別相談対応や産後ケア等によるサポートを実施してまいります。

また、子供を健やかに育むため、子育て期の切れ目のない支援を実施する拠点施設「子育て世代包括支援センター」を運営するとともに、病児・病後児保育の受入れ体制の確保などを行ってまいります。

子育て家庭のサポートのため、乳幼児等医療費の支給対象について、小学校6年生としている通院分を中学校3年生まで拡充するとともに、会員相互の助け合いによるファミリーサポート事業の運営や、通学定期券の購入経費支援を引き続き実施いたします。

また、小学生に適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブについて、利用時間の延長や土曜日開館を実施することで、サービスを拡充いたします。

次に、「島の文化や環境、地域力を生かした保育・教育の展開」についてでございます。

本市の特性を生かした多様な子育てプログラムを提供するため、小学校就学前の子供に対し、各認定こども園が地域の特色を生かした保育に取り組むとともに、市内の民間

事業者が実施する自然体験などの集団生活活動事業の利用料を支援いたします。

また、小中学生の学校教育において、「里海学習」をコアカリキュラムとして構築・提供するとともに、地域学習活動の促進や切串小学校の学校林の運営に取り組むことで、子供たちの郷土愛の醸成を図ってまいります。

さらに、児童生徒の読書習慣の醸成や読解力の向上を図るため、学校図書館のリニューアルを実施するとともに、国際化・情報化社会に対応できる人材を育むため、外国語指導助手の派遣や英語検定の受験促進、外国人生徒の日本語能力試験費用の助成などを行ってまいります。

島の唯一の高校である大柿高校に対しては、引き続き、公営塾の運営や地域学習の実施などの魅力向上に関する取組を支援してまいります。

少子化が進展する社会において、未来を切り開いていく子供たちは大切な存在であり、地域全体で、しっかりと育ていかなければなりません。

本市の子供たちが、郷土の魅力や豊かさを享受しつつ、元気に生き生きと未来を担う力を養うことができる保育・教育環境を整えてまいります。

次に4点目、「健康寿命の延伸」についてでございます。

「健康な暮らしを営むための保健事業と介護予防」についてでございます。

高齢者の皆様に対する保健事業と介護予防事業の一体的事業として、「通いの場におけるフレイル予防の啓発、健康相談対応及び質問票などによる健康状態の把握」や、ハイリスク者への積極的なアプローチなどを実施してまいります。

また、生活習慣病予防教室の開催や健診・予防接種事業の実施、食育に関する啓発活動などに取り組むことで、疾病の予防・重症化の抑制やよりよい生活習慣づくりを促進してまいります。

さらに、地域包括支援センターにより、高齢者の介護・福祉・保健に関する総合的な相談窓口を運営するとともに、住民主体の通いの場や介護予防教室、御自宅などでできる江田島市オリジナル体操の普及啓発、介護予防事業への参加に対するマイレージポイントの付与などを実施してまいります。

また、市内介護事業所による介護予防サービスに要する設備機器・物品の整備を支援いたします。

次に、「高齢者が地域で活躍できる場・機会の提供」についてでございます。

高齢者の皆様による、自らの知識技能等を生かした活動を推進するため、シルバー人材センターや老人クラブの運営に対する支援、まちづくり協議会などの活動に対する支援を行ってまいります。

住み慣れた地域で、安心して健やかな暮らしを営むための健康づくり、そして、幾つになっても地域で活躍できる場づくりを推進することで、本市にお住まいの皆様の健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

次に、各施策を横断的に貫き、支える共通の視点についてでございます。

まず、「DXの推進」についてでございます。

10年後の将来を見据えたとき、必ず到来すると予見し得る未来像の一つが、社会の様々な分野において、デジタル技術が導入された姿でございます。

無論、様々な要因により、デジタル技術の活用が困難な方はおられます。

しかしながら、今後、到来するであろう社会に備え、従来のマンパワーによる対応のみでなく、デジタル技術の活用という新たな選択肢を提供するための作業は着実に進めていかなければなりません。

令和5年度は、デジタル分野に専門的な知識・スキルを有するCIO補佐官を引き続き登用するとともに、デジタル技術を活用する知識を習得するためのスマートフォン教室、幼児期にデジタル技術に親しむきっかけとしてのプログラミング教室を開催するとともに、現在、紙ベースとなっている課税資料の電子化を進めてまいります。

また、本年1月に開設した江田島市公式LINEを活用しつつ、デジタル技術により利用できる行政サービス機能の拡充を図ってまいります。

令和5年1月の通常国会における岸田総理の施政方針演説においても、マイナンバーカードによる各種国家資格証明書のデジタル化、オンラインで完結する医療費控除やふるさと納税手続、スマートフォンによる医療機関の受診や薬剤情報の確認などの具体的な取組が例示されており、今後、社会へのデジタル技術の実装は加速していくと見込まれます。

本市としても、利便性が向上する分野や、効率化・省力化が図られる分野へのデジタル技術の導入を促進するとともに、限られた人的・物的リソースを、デジタル技術では代替できない分野に再配分することで、将来の社会においても、運営可能なまちの構築に取り組んでまいります。

次に、「暮らしの基盤整備」についてでございます。

これは、道路や上下水道、ごみ処理、公共交通などの社会的インフラや、福祉や危機管理などの暮らしのセーフティネットの確保など、市民の皆様の安全・安心な暮らしを支える根幹であり、必ず維持しなければならない機能に関するものでございます。

これらに関する施策を、分野ごとに御説明いたします。

まず、教育・文化部門についてでございます。

市内小中学校の施設整備や維持管理を行うとともに、令和5年度に統合予定の学校給食共同調理場の施設・設備の整備を行ってまいります。

また、郷土の偉大な政治家・灘尾弘吉先生の没後30年及び早瀬大橋開通50周年を記念した企画展を実施するとともに、市美術展などによる芸術文化の振興、イベントの開催などによるスポーツの振興などにも取り組んでまいります。

次に、産業・観光部門についてでございます。

「しごとの創出」や「人のつながり・縁づくり」の項目で申し上げたもののほか、農業用施設・水産業施設や林道の維持管理を実施してまいります。

次に、福祉・保健部門についてでございます。

在宅当番医制度など、救急患者を適切な医療機関で受け入れるための体制を確保するとともに、新たに民生委員協力員制度を導入し、民生委員に新任・欠員が生じた際のサポート体制を構築いたします。

また、生活困窮者に対する自立相談支援、就労支援などを実施するとともに、障害のある方への医療費給付や介護給付、地域生活支援などを引き続き実施してまいります。

次に、生活・環境部門についてでございます。

不燃ごみの最終処分場である環境センターについて、埋立可能年数を考慮した新たな最終処分場の整備について検討するとともに、粗大ごみ処理の効率化と再資源化を図るため、畳やスプリングマットレスの処理を民間委託いたします。

また、環境センターのほか、し尿等の汚水処理を行う前処理センター、可燃ごみを集約するリレーセンターなどの環境関連施設の維持管理を実施してまいります。

さらに、家庭一般廃棄物の収集運搬や海岸漂着ごみの清掃の実施、下水道区域外等への合併浄化槽の設置を引き続き促進してまいります。

さらに、人権啓発プランなどに基づき、人権啓発や男女共同参画、LGBTQへの理解促進に向けた取組を推進してまいります。

次に、安全・安心部門についてでございます。

現在、個別に運用している防災行政無線や防災メール、SNSなどの防災情報発信機能や災害対策本部等における防災情報収集機能などを再構築し、関連するシステムの一元化を進めてまいります。

また、災害に即応するための消防・救急体制や防災資機材などを整備するとともに、防犯外灯の整備や迷惑電話の防止機能付電話機の購入補助を引き続き実施し、犯罪被害の発生を防いでまいります。

次に、基盤部門についてでございます。

路面の状況を診断し、補修計画を策定する市道路面性状調査を行い、その結果に基づく計画的な補修に取り組むとともに、河川・急傾斜地・都市下水路等の修繕・改修などを行い、社会インフラの安全確保や利便性の向上を図ってまいります。

また、本市の下水道事業について、施設の維持管理を行いつつ、適切な経営に努めてまいります。

なお、水道事業については、令和5年4月から、広島県水道広域連合企業団による事業運営に移行し、適切な料金による、安全・安心で良質な水の安定供給を図ってまいります。

コロナ禍や原油高等により厳しさを増す公共交通については、運航（行）に対する支援を実施するとともに、2隻目となる市所有船の新造に着手することにより、市民の皆様の足である海上交通・陸上交通網の確保を図ってまいります。

また、市内空き家の所有者等に対し適正管理を促すとともに、市営住宅の適切な管理・運営や市民の皆様の憩いの場である公園の維持管理を行ってまいります。

さらに、地域の集会施設等の公共施設について、再編整備を進めてまいります。

次に、地域部門についてでございます。

地区の地域づくりの拠点である市民センター及び各地区集会施設の管理運営を行ってまいります。

なお、その他の取組として、現在第2次江田島市総合計画が、令和6年度で計画期間が満了いたしますことから、令和7年度を始期とする第3次江田島市総合計画の策定に着手いたします。

暮らしの基盤を支える取組は、非常に多岐にわたっており、行政運営においても、相

応の人的・物的資源を充てることが必要でございます。

しかしながら、これを遺漏なく推進することで、初めて市民の皆様の安全・安心な暮らしが確保されるものであると認識しております。

引き続き、暮らしの土台を支える機能の維持に、しっかりと注力してまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症への対応」、「原油高・物価高への対応」及び「広島サミット関連事業」についてでございます。

「新型コロナウイルス感染症への対応」、「原油高・物価高への対応」については、これまで、国の財源を活用しつつ、必要な対策を行ってまいりました。

具体的には、「新型コロナウイルス感染症への対応」のうち、「暮らしの安心の確保」に関する取組を例示しますと、新型コロナウイルスワクチンの接種促進、子育て世帯や生活困窮者等への給付、医療機関における検査体制の構築支援、消毒液やマスク等の各施設への配置などの取組を実施してまいりました。

また、「経済の活力づくり」に関する取組を例示しますと、利子補給等による農業、漁業者の事業継続に向けた支援、商工業者の売上減への対応や経営継続化の取組などへの支援、商品券の発行等による需要喚起、プロモーション等による集客促進などの取組を実施しております。

また、「原油高・物価高への対応」として、水道基本料金の減免や給食費負担の軽減措置の実施などの「生活者支援」、公共交通事業者への燃料費支援や飲食店の需要喚起を図るためのマップ作成といった「事業者支援」にも取り組んでいるところでございます。

令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応として、各種施設における消毒液の設置により感染拡大防止を図るとともに、原油高・物価高対策として、当初の対応として、「燃料高騰などに起因する赤字航路への運航経費補助」や「認定こども園や小中学校の給食費単価の据置措置」を実施することとしております。

物価高騰や新型コロナウイルス感染症の態様は、短期間で状況が絶えず変化しております。

また、広島サミットについても、各国首脳やプレスへの対応、開催期間中の警備その他の協力の有無など、まだ不透明な部分が多くございます。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月に「5類感染症」に移行することとされましたが、市民の皆様の生活に影響を及ぼすような事態が生じた場合は、当然に必要な対策を講じなければなりません。

「新型コロナウイルス感染症」「原油高・物価高」「広島サミット」については、その時々状況に応じ、必要な対策を積極的かつ機動的に講じてまいります。

令和5年度は、第3次江田島市総合計画で描く、目指すべき10年後の未来やそのために取り組むべき事項を整理していく年になります。また、各施策分野において、デジタル技術の実装が進んでいく年にもなってまいります。次年度においては、不安定感の増す世の中であって、市民の皆様の暮らしを守るとともに、次なる未来への備えを行っていくという決意の下、今回の予算は、『現在と未来の暮らしを構築する予算』と名づけていきたいと考えております。

近年は、これまで想像もしていなかった事象が立て続けに発生し、また、人口減少に伴う日本社会の収縮傾向などもあり、日々の暮らしにおける不安感や不透明感が増しているように感じております。

先が見通しにくいこの時代において、市政においては、市民の皆様の暮らしに関する不安感を少しでも軽減し、かつ、これらの諸情勢に起因する生活への悪影響を最小限に抑えつつ、本市のまちづくりを推進していく必要がございます。

先日、トヨタ自動車株式会社の代表取締役社長を退かれた豊田章男氏は、令和3年の同社の統合報告書に掲載されている社長メッセージで、次のように述べられております。

「私には、未来を見通す能力はありません。私にできることは、現場の仲間とともに、まずやってみる。そして、失敗をし、改善を重ねながら前に進んでいくこと、動き続けていくこと。それだけだと思っています。何もしないで迎える20年後、30年後と、「未来をもっとよくしたい」という意志を持ち、情熱を持って、行動して迎える20年後、30年後では、必ず見える景色は変わってくると信じています。」

このメッセージは、現在の様々な事象を分析し、正しく認識することで、不透明ながらも未来のあるべき姿を見据えること。また、その実現のために行動することの大切さを表すものであり、この姿勢は、何事かを成そうとする際に欠かすことのできないものでございます。

未来は、いつも「現在」と、そして「過去」とつながっています。

江田島市の未来は、「今」が積み重なることで訪れる結果であろうかと思えます。

こつこつと江田島市の課題に向き合い、「市にとって、市民の皆様にとって何が最善かという価値判断」でもって、皆さんと一緒に、まちづくりに取り組んでまいります。

現在も未来も、元気で暮らしやすい「住む人も、訪れる人も『ワクワクできる島』えたじま」づくりに向けた取組を全力で実行する決意を申し上げ、新年度の予算説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君）　これで市長施政方針を終わります。

日程第30　議案第1号～日程第40　議案第11号

○議長（吉野伸康君）　この際、日程第30、議案第1号　令和5年度江田島市一般会計予算から日程第40、議案第11号　令和5年度江田島市下水道事業会計予算までの11議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君）　ただいま一括上程されました、議案第1号から議案第11号までの令和5年度の各会計の当初予算案について、御説明いたします。

まず、議案第1号　令和5年度江田島市一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億8,000万円と定めるものでございます。先ほど私が施政方針で述べましたものが、この一般会計の当初予算の中に網羅

されております。

続きまして、議案第2号から議案第10号までは、令和5年度江田島市国民健康保険特別会計予算をはじめとする9つの特別会計予算の提案。

議案第11号は、企業会計予算として、令和5年度江田島市下水道事業会計予算の提案でございます。

内容につきましては、これから慎重かつ十分な御審議をいただくとともに、何とぞ適正なる御判断、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題といたしました、議案第1号 令和5年度江田島市一般会計予算から議案第11号 令和5年度江田島市下水道事業会計予算までの11議案については、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、各常任委員会の所管事項別に各分科会へ分割付託し、休会中の審査とすることにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本11議案は全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して休会中の審査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、あす2月22日から3月12日までの19日間は予算審査等のため休会とし、次回は3月13日午前10時に開会しますので、御参集願います。

本日は、御苦労さまでした。

（散会 15時23分）